

5. 物品によるご寄付「日本福祉大学『本』募金」

お手持ちの書籍・CD・DVD・ゲームソフトを「日本福祉大学本募金」にご寄付いただくことができます。日本福祉大学募金サイトからインターネットでお申込みください。

『本』募金については、下記までお問い合わせください。

株式会社バリューブックス

TEL. 0120-826-292 (電話受付時間▶10:00-21:00 日曜日は17:00まで)

E-MAIL. info@furuhon-bokin.jp

6. 遺言によるご寄付「遺贈」

遺言を残すことにより、ご自身の財産の全部又は一部を特定の人や団体に無償で譲与することを遺贈といいます。本法人では、卒業生、教職員OB及び一般の遺贈希望の方からご相談をお受けして、金融機関の窓口をご紹介します。なお、学校法人に遺贈した財産は、相続税の非課税対象になります。



60th Anniversary



周年事業募金への協力をお願い

日本福祉大学附属高等学校 創立60周年記念募金趣意書



附属高等学校創立60周年記念募金への協力お願い

日本福祉大学附属高等学校へご支援をお考えの皆様へ
創立60周年を迎え、新しい附属高校が始まります。生徒の活躍に厚いご支援を。

本校は1958年名古屋市昭和区において、日本福祉大学附属立花高等学校として大学と同一校地に創立され、1982年には大学に先駆けて美浜の地に移転しました。創立以来「一人一人に行き届いた面倒見のよい教育」を掲げ、教育活動を展開してきました。

現在、学園標語「万人の福祉のために真実と慈愛と真実を」の精神を生かし、「すべての人の幸せのために未来社会に貢献できる人材の育成」を教育目標に掲げ、未来社会を担うリーダーを育てるために、様々なとりくみを行っています。2年次からは進路希望に応じて文理・グローバル英語・総合進学の3つのコースを開設していますが、2018年度から新たにスポーツコースを開設します。部活動においても近年目覚ましい前進を遂げています。

今後、大学の附属高校ならではの学びや国際交流、ICTを活用した先進的な教育を発信して、高いブランド力を保持する高校への成長を図り、知多半島だけでなく県下でも注目される位置に到達したいと願っております。生まれ変わる日本福祉大学附属高等学校に対して、皆様のご支援をお願いいたします。



日本福祉大学附属高等学校
校長 岩本 憲之

問い合わせ先

学校法人日本福祉大学 経理課内 募金事務室

〒470-3295 愛知県知多郡美浜町奥田会下前 35-6

TEL. 0569-87-2215 (直通) FAX. 0569-87-2329

*受付時間▶平日の10:00-17:00

*本学園が募集する寄付金は、応募が任意であり、また入学前の募集は行っていません。

学校法人 日本福祉大学
日本福祉大学附属高等学校

新たな教育実践と教育改革に対応する教育環境整備

- アクティブラーニングと海外との同時双方向授業を行えるICT教育環境整備
- 図書館を中心とした生徒の個別学習のための環境整備
- コース制カリキュラムを支える教室整備
- スポーツコースの開設
- フィリピン姉妹校等との提携によるグローバル化推進教育実践
- 部活動の環境、備品等の充実

募金要項

1. 概要

募金の事業名	日本福祉大学附属高等学校創立60周年記念募金
募金目標額	2,000万円
募金の目的	創立60周年記念事業にかかる附属高等学校教育環境の充実
募金の期間	平成29年7月1日～平成31年3月31日

2. 募金の種類

個人の場合
1口1万円以上 ※1口未満のご寄付もありがたくお受けします。

法人の場合
1口の金額は特に定めておりません。

3. 募金の申込および払込方法

個人の場合

1▶ 申込方法

- ①所定の「寄付申込書」に必要事項をご記入のうえ返信用封筒で大学募金事務室へご郵送ください。
なお「寄付申込書」(所定様式)は、本学ホームページ募金サイトからもダウンロードしていただけます。
<http://www.n-fukushi.ac.jp/about/bokin/index.html>
- ②寄付申込書の寄付金申込事業指定項目から、「附属高校60周年記念事業」の項目を選択してください。

2▶ 振込方法

銀行振込	
専用の「振込用紙」に必要事項をご記入の上、銀行窓口でお払い込みください。 ゆうちょ銀行、三菱UFJ銀行本支店をご利用される場合、振込手数料は無料です。	
インターネット	
http://www.n-fukushi.ac.jp/about/bokin/index.html ネット決済によるクレジット払い、コンビニ決済、インターネットバンキング(Pay-easy)をご利用いただけます。本学ホームページ募金サイトから申し込みください。	
寄付金の払込取扱金融機関名	取りまとめ店
三菱UFJ銀行	武豊支店

催事計画

- 60周年記念誌発行
- 60周年記念式典の実施



4. 寄付金に対する減免税措置

個人様の場合
 本人へご寄付いただいた場合、既存の制度である所得控除制度と新たに導入された税額控除制度のうち、どちらかの制度を寄付者の選択によりご利用いただくことができます。
 減免税の手続きは、本学からお送りします「寄付金受領書」と「税額控除に係る証明書(文部科学省発行の写し)」あるいは「特定公益増進法人証明書(文部科学省発行の写し)」を添えて、確定申告の際に所轄税務署へご提出ください。

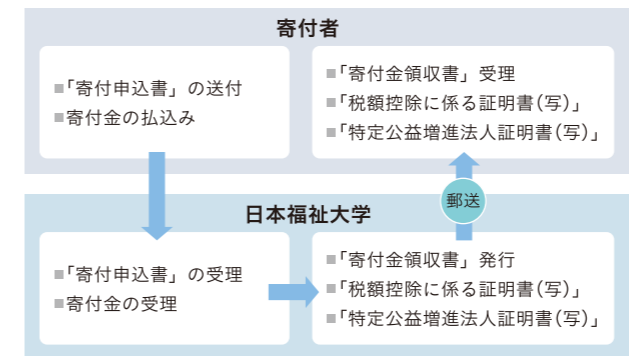
1▶ 新たに導入された「税額控除」(平成23年1月1日以降のご寄付より適用)

税額控除額 = (寄付金額(当該年分の総所得金額の40%を限度) - 2千円) × 40%
 *税額控除額は、所得税額の25%が限度です。
 *税率に関係なく所得税額から直接控除するため、既存の「所得控除」と比較して、所得や寄付金額の多寡に関わらない減税効果があります。

2▶ 既存の「所得控除」

所得控除額 = 寄付金額(当該年分の総所得金額の40%を限度) - 2千円
 *所得控除を行った後に税率をかけ、所得税を算出します。所得金額に比して寄付金額が大きい場合には「税額控除」より減税効果があります。

寄付金事務の流れ(個人の場合)



3▶ 住民税控除

所得税で寄付金控除の対象になる寄付金のうち、県・市町村の条例によって認定された場合、住民税が寄付金税額控除の対象となります。個人がその年に支出した寄付金の額が2千円を超える場合で、住民税を納税されている自治体が認定した学校法人に寄付された場合は、住民税の控除を受けることができます。現在、本学が条例により認定されている自治体は「愛知県」「名古屋市」ですが、各市町村によって条例指定が異なりますので、詳細は住民税を納税されている自治体にお問い合わせください。

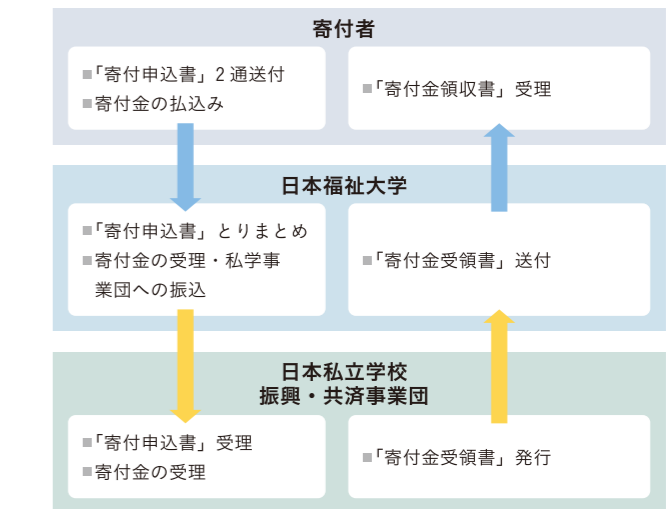


企業・法人様の場合
 企業・法人様からいただきました寄付金は、法人税法に基づき、当該事業年度の損金に算入することができます。損金算入には次の方法があり、どちらかを選択していただけます。

【受配者指定寄付金】全額損金に算入できる寄付金

寄付金の額に制限なく、全額を損金に算入できます。日本私立学校振興・共済事業団を経由する指定寄付金です。私学事業団宛の「寄付申込書(指定寄付用)」及び法人宛の「寄付金申込書」の2部を大学に提出していただきますと、減免税手続きに必要な私学事業団発行の「寄付金受領書」をお送りいたします。

受配者指定寄付金事務の流れ



【特定寄付金】一定の限度額まで損金に算入できる寄付金

一般寄付の損金算入限度額と別枠で、これと同額まで損金として算入できます。ご寄付をいただきますと、免税手続きに必要な本学発行の「寄付金受領書」と「特定公益増進法人証明書(文部科学省発行の写し)」をお送りいたします。(証明書の発行に時間を要しますので、年度内のご寄付の場合は2月末までにお申し込み願います。)

損金算入限度額 = $\left\{ \left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12 \text{ ヵ月}} \times 0.375\% \right) + \left(\text{当該年度所得} \times 6.25\% \right) \right\} \times 0.5$